

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（898））
2. 日時：平成30年4月26日 13時30分～19時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階実用炉部門横会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、義崎管理官補佐、正岡主任安全審査官、田尻安全審査官、
関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他15名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：柏崎刈羽原子力発電所第二保全部

計測制御グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、4月23日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち、使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書及び健全性に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書関係】

- SFP 監視カメラ空却装置に用いる冷却器の性能について、環境条件を踏まえた実証試験及び事前に現場設定する事項（冷却用空気の流量設定）等を整理して提示すること。
- 空気圧縮機から SFP 監視カメラまでの冷却用空気の配管ルートについて、整理して提示すること。

【健全性に関する説明書関係】

（ブローアウトパネル及び関連設備の必要機能と確認試験について）

- クリップ試験における作動値のばらつきについては、試験回数を増やす等、ばらつき範囲の信頼性を整理して提示すること。

（主蒸気管破断事故起因の重大事故等時を考慮した場合の影響について）

- 原子炉建屋原子炉棟内の環境条件の変更に伴い対策が必要な設備（代替循環冷却系ポンプ等）は他に該当する設備がないか、対応方針（軸受冷却方法の変更等）については、機能維持するための具体的な内容を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 ブローアウトパネル及び関連設備の必要機能と確認試験の方法について
- ・ ブローアウトパネル開放時の設計基準事故時被ばく評価への影響について
- ・ 重大事故等時における環境条件を個別に設定するエリア
- ・ 主蒸気管破断事故起因の重大事故等時を考慮した場合の影響について
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書のうち 補足-40-9【原子炉格納容器内に使用されるテフロン[®]材の事故時環境下における影響について】